

第七十一回国会 衆議院 商工委員会議録 第十六号

(三〇二)

昭和四十八年四月十日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐近四郎君

理事 羽田野忠文君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 稻村 利幸君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 塩崎 潤君

理事 島村 一郎君

理事 八田 貞義君

理事 岡田 哲児君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江巳記夫君

理事 玉置 一徳君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 近藤 鉄雄君

理事 渋谷 直藏君

理事 田中 榮一君

理事 松永 光君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 竹村 幸雄君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

出席政府委員

通商産業政務次官 塩川正十郎君

通商産業省企業局長 山下 英明君

通商産業省企業局長 橋本 利一君

通商産業省企業局長 村岡 茂生君

通商産業省企業局長 大友 よぶ君

通商産業省企業局長 伊平君

通商産業省企業局長 渡辺 伊平君

参(考)者(日本消費者連盟創立委員会代表委員) 竹内 直一君  
商工委員会調査 藤沼 六郎君

委員の異動

四月十日

辞任

渡部 一郎君

同日

補欠選任

近江巳記夫君

同日

補欠選任

渡部 一郎君

同日

補欠選任

近江巳記夫君

四月七日

小企業経営改善資金の融資制度創設に関する請願(小川新一郎君紹介)(第二二七九号)

同(岡本富夫君紹介)(第二二七八号)

同(小濱新次君紹介)(第二二七九号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二二七九号)

同(北側義一君)(第二三三三三号)

同(岡本富夫君紹介)(第二四四四号)

中小業者の営業と生活擁護に関する請願外二件

(小川新一郎君紹介)(第二二八〇号)

同(岡本富夫君紹介)(第二二八二二二二号)

同(小濱新次君紹介)(第二二八二二二二号)

同(大久保直彦君紹介)(第二三三九九号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五〇号)

同(鈴木康雄君紹介)(第二四四七号)

中小企業高度化資金対策に関する請願(吉田法晴君紹介)(第二三三八八号)

通商産業省の無登録機械処理方針等に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二三五五号)

同(北側義一君紹介)(第二三五五号)  
同(岡本富夫君紹介)(第二四四五号)  
同(鈴木康雄君紹介)(第二四四六号)  
中小小売商業振興に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第二三五六号)  
同(北側義一君紹介)(第二三五七号)  
同(岡本富夫君紹介)(第二四四三三三三号)  
通貨危機に伴うスポーツ用品業界に対する緊急措置に関する請願(小川平二君紹介)(第二四四二二二二号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消費生活用製品安全法案(内閣提出第六八号)

○浦野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、消費生活用製品安全法案を議題といたします。

本日は、参考人として、全国地域婦人団体連絡協議会副会長大友よぶ君、日本消費者協会専務理事渡辺伊平君及び日本消費者連盟創立委員会代表委員竹内直一君、以上三名の方々に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、消費生活用製品安全法案について審査を行なっておりますが、本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べていただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じております。

なお、議事の順序でございますが、初めに御意見をそれぞれ十分程度に取りまとめさせていただきます。

まず、大友参考人にお願いたします。

○大友参考人 私は、全国地域婦人団体連絡協議会の副会長大友よぶでございます。

世上、消費者団体と申しますと、主婦連、いわゆるおしゃもじ団体といわれておりました。ところが最近、私どもの団体がLPガスの実態調査を何回もいたしました。数年もかかっています省令改正をいたしました。あるいはカラーテレビの二重価格調査をした結果、買い控え運動を始めるようになりまして、ようやく全地婦連という名がクローズアップされるようになりました。しかし、全国津々浦々の末端会員を含めると、総数約六百万ございまして、ほんとうにマンモス団体であり、市町村における地縁集団でもあります。自主的団体を標榜しながらも行政全般との関係が深く、各種の課題と取り組んでいるために問口はきわめて広がりますが、専門的に研究することとはなかなかできないということも前もって御理解いただきたいと思います。

政府提出の法案前文にもうたっておりますように、技術革新と経済成長によりまして所得水準も向上したばかりでなくて、高性能な製品が次々と開発され、国民の消費生活の改善や向上に寄与してまいりました。しかしその反面では、企業の利潤追求のために不必要なモデルチェンジをしたり、誇大広告や欺瞞広告によりまして消費者の欲望をかり立て、浪費をおおって来たことも事実でございます。それにも増して、消費者から製品の欠陥による事故や製品の安全性についての苦情がたいへん多くなっております。

生産業界から言わせれば、消費者は選ぶ権利があるのではないかと反論されるでしょうけれど

だき、次に委員の質疑に対してお答えいただきました。

まず、大友参考人にお願いたします。

○大友参考人 私は、全国地域婦人団体連絡協議会の副会長大友よぶでございます。

世上、消費者団体と申しますと、主婦連、いわゆるおしゃもじ団体といわれておりました。ところが最近、私どもの団体がLPガスの実態調査を何回もいたしました。数年もかかっています省令改正をいたしました。あるいはカラーテレビの二重価格調査をした結果、買い控え運動を始めるようになりまして、ようやく全地婦連という名がクローズアップされるようになりました。しかし、全国津々浦々の末端会員を含めると、総数約六百万ございまして、ほんとうにマンモス団体であり、市町村における地縁集団でもあります。自主的団体を標榜しながらも行政全般との関係が深く、各種の課題と取り組んでいるために問口はきわめて広がりますが、専門的に研究することとはなかなかできないということも前もって御理解いただきたいと思います。

政府提出の法案前文にもうたっておりますように、技術革新と経済成長によりまして所得水準も向上したばかりでなくて、高性能な製品が次々と開発され、国民の消費生活の改善や向上に寄与してまいりました。しかしその反面では、企業の利潤追求のために不必要なモデルチェンジをしたり、誇大広告や欺瞞広告によりまして消費者の欲望をかり立て、浪費をおおって来たことも事実でございます。それにも増して、消費者から製品の欠陥による事故や製品の安全性についての苦情がたいへん多くなっております。

生産業界から言わせれば、消費者は選ぶ権利があるのではないかと反論されるでしょうけれど

も、何干種類に及ぶ消費生活用品の安全性について確認できる消費者は数多くはないはずだと思えます。

私どもの団体では、かねがねどんな消費者でも安心できるための法律ができないものかと、消費学習の中で話しておりました。この法案は、専門家の先生方がごらんになればまだまだゆるいと思われるに違いありませんが、産業構造審議会の消費財安全対策小委員会委員として末席を汚し、十一年余にわたって二十余人の委員がそれぞれの立場から安全性確保と向上対策について真剣に審議し、早大教授宇野政雄教授が委員長として答申したものでございます。したがって、多少不備の点があるとしても、消費者代表としては早急に成立をお願いしたい所存でございます。

次に、産業構造審議会の審議のポイントについて述べたいと思えます。

まず、国と民間の役割が第一点でございます。民間としては、製品の安全性確保を企業の第一の責任とし、自主的にその向上体制をつくり出すということでございます。

第二は、国は一般消費者の生命、身体に対する危害発生防止を基礎的な責務とし、国みずからが安全基準を作成し、規制をする必要があるということでございます。

第二番目は、危害防止の命令ということでございます。既存取締法の例から見ると、国の規制があっても安全基準に合致しない危険な製品が出回ることがあります。たとえば電気製品などはその一例かと思えます。また、安全基準に合致しない消費者に危害の及ぶおそれのあるとき、業者に対して回収命令等必要な措置を講じさせる体制の確立の必要があるということでございます。

第三には、新規製品の安全性でございますが、新製品が次々と開発されますが、大きな危険性が存在する可能性があります。これに対しては常時安全制についてチェックを行なうこと、また、万一事故が発生した場合は販売停止、回収命令等必要な措置をとる必要があること、つまり緊急命令を出すことをしてほしいということでございます。

第四番目は、安全基準の水準でございますが、たとえ誤った使い方をしても、消費者が間違いない使用状況であれば、通常の使用状況と言えるわけです。安全基準の見直しの頻度でございますが、これも技術の進歩のテンポから見ると、新たな危険性のおそれも生じますので、ひんぱんな安全基準の見直しが必要ではないかということでございます。

五番目は、被害者救済制度の創設をしてほしいということでございます。従来は買い手御用心というわけで、消費者が運が悪かったんだということであきらめてまいりました。一つには、メーカーが財政的な基盤が弱かったということもあるかもしれません。しかし、消費者権利意識からいえば、売り手御用心という時代になりました。そこで保険制度をつくり、被害者に対し、最高少くとも一千万円くらいの限度で見舞金を出してやるべきではないだろうかというようなことも出ました。被害者を救済するために公正な機関による被害者救済制度を創設する必要があるということでございます。

第六番目は、消費者としては製品の安全性確保については強い関心を持っており、消費者の意見を反映させるようなシステムの確立の必要性があるということでございます。

以上、非常に簡単に申し上げましたが、最初に申し上げましたように、ぜひこの法案を早急に通していただきたいということをお願いしたいのでございます。

以上でございます。

○浦野委員長 次に、渡辺参考人をお願いいたします。

○渡辺参考人 ただいま御指名を受けました財団法人日本消費者協会の渡辺でございます。

本日、本委員会に出席いたす機会を与えられましたことに對しまして、まことに光栄に存する次第でございます。

この法律案につきまして、消費者問題に携わっている者としての立場から感じましたことの所見の一端を述べさせていただきます。

御承知のとおり、最近の消費ブームと技術革新に伴いまして、市場には複雑で高性能な新製品が続きと売り出されております。また、既存品におきましてもモデルチェンジが激しく行なわれていく実情でございます。このことは、ある一面におきましては、私たちの消費生活、いわゆる豊かな消費生活に役立ってまいりました。しかしながら、先ほど大友参考人が申されましたように、このような多様な製品につきまして、私たち消費者みずからがこの安全性を事前に確かめて購入するということは非常に困難な状態でございます。

本来、産業界におきましてまず心しなければなりませんことは、かつては商品をつくれれば売れたという時代でございますが、現代におきましては、まず安全性を十分に備えた商品でなければ売れないという時代でございます。一部の小さな泡沬的な、商品をつくらせてすぐ消えてしまうというような泡沫会社ならともかくといたしまして、永続的な発展を願う企業ならば、このような重大な欠陥を生ずるいわゆる無責任な商品を一般消費者に売りまして、かりにその欠陥によりまして重大な人身事故を起こすようなことがございましたら、その企業にとりましては、その商品はまさに命取りになるはずでございます。しかし、それにもかかわらず、残念ながら現在の産業界の一部におきましては、いわゆる安全指向、安全性を十分に備えた商品をつくり出すという姿勢がまだまだ不十分な点が見受けられる状態でございます。

諸先生方も先刻御高承のとおりと思っておりますが、かつて目を保護することを目的としておりましてサングラスが、逆にその製品に欠陥がございます。目をいためる、こういうようないわゆる欠陥サンGLASSが出ておりました。あるいは子供用の玩具でございますが、たまたが勢いよく飛び出しまして、それによつてけがをする危険なおもちゃのピストル、こういうようないわゆる危険な商品が

またに出回っております。警戒を要する商品を一々並べましたら切りがない状態でございます。

私どもの日本消費者協会は、昭和三十六年九月、いわゆる商品についての公正な情報を一般消費者に提供すること及び啓蒙教育を通じて、消費者の利益を保護することを目的として設立されたものであります。そして設立以来本年で約十二年になります。耐久消費財を中心とする商品の比較テスト、それから苦情処理を含めました教育啓蒙事業、そしてこれらを受けまして一般消費者に商品テストの内容につきまして知らせるための出版事業、これを大きな柱としていわゆる消費生活の健全な発展をはかってまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、最近におきます欠陥商品の続出にかんがみまして、私たちの商品の比較テストを実施いたす場合に、科学テストと使用テストをやっておりますが、安全性の試験につきましては特に力を入れている状態でございます。

その経験から申し上げますと、かりに電気製品ですと電気用品取締法と申しますか、この基準に合致しない商品もたまには出回っております。また、当協会におきまして、直接相談室というものを設けてございます。それ以外に全国百カ所に窓口を設けておまして、いわゆる各種商品の安全性、機能、品質に関する一般消費者からの苦情を受け付けておまして、正しい商品選択のための情報を消費者に提供いたしております。そうしまして、苦情その他であつてきました消費者の声を生産者あるいは販売者に伝えまして、また改善していただくというような方法によりまして、消費生活の健全化に力を入れてまいりました。

皆さまもあるいは御記憶のことと思っておりますが、かつて新聞紙を大きくにぎわしました。あの欠陥事故は相当大きな反響を呼びましたが、あれの発見された端緒といえますのは、一般消費者からの苦情がありまして、それを私たちが調べておりま

した結果、重大な欠陥があるということがわかりました。この欠陥がありましたことによりまして、当時約十一万台くらい出回っておりまして瞬間ガス湯わかし器をガス会社において回収した次第でございます。

このような状況を思量いたしますと、まだまだわが国におきまして消費者が満足できる水準と範圍内におきまして、各種製品の安全性が確保されていないというのが現状でございます。このようなき、政府におきまして、消費者の立場に立ちまして危険製品、欠陥製品の取り締まりに本腰を入れられることになりまして、本法の制定を契機といたしまして、いわゆる消費者向け製品の安全性が総合的に確保されようとしておりますことは、私ども消費者問題に携わっております、取り組んでおります者としてしましてはまことに喜ばしい次第でございます。

国会にはいろいろな問題が山積されているようでございますが、こういうしみみではございますが、ほんとうに消費者のためになる法律案は、大友参考人と同じでございますが、一刻も早く成立させていただければなほは幸いに存する次第でございます。何とぞ諸先生方、皆さま方から心からお願い申し上げます。

ただ、こう申し上げても、この法律を生かすも殺すもいわゆる運用一つでございますので、私ども消費者問題に携わっております者としてしまして、本法の運用につきまして十分御配慮をお願いいたします。

その第一は、安全な消費生活の実現をはかるためには、何といいたしても事故の未然防止をはかることが最も肝要かと思われまします。このため、本法では、特定製品についての事前検査制度あるいは自主製品についての安全性の認定、緊急命令等、いろいろな措置が講ぜられておりますが、このほかにも試買検査、新製品の安全性の確認テスト、組織的な苦情処理等の施策を一そう拡充強化願ひ、危険な製品の流通を未然に防止していただく

きたいと思ひます。

第二は、製品安全協会が行ないます消費生活用製品の安全確保及び被害者救済制度は、製造事業者等の申し出を受けまして適用されるようになってくるようでございますが、その意味では、いわゆる任意的なものでございます。しがしながら、政府にお願い申し上げたいのは、一般消費者の保護の観点から、せつかく安全基準をつくりましても、加入するメーカー、参加するメーカーが少なければ、いわゆる仏つくって魂入れずと申しますか、そういうことになりまして、積極的に協会の行なう事業に加入するように行政指導をお願い申し上げます。

第三は、製品に起因する事故を未然に防止するためには、メーカー等が製品の安全性の確保、向上をはかることはもちろんでございますが、このほかにも、いわゆる表示によりまして、消費者の注意を喚起したり、あるいは製品の安全性、品質機能、取り扱い方法等についての正確な情報や知識をぜひ消費者や販売者に提供することがきわめて重要であると思ひます。このため、すでに施行されております家庭用品品質表示法の運用の抜本的な強化を願ひ、一般消費者、消費者団体、学校、生産者等に対し、それぞれ適切な資料や情報を提供願ひまして、多角的な啓発活動、教育の推進につとめていただきたいと思います。私たちの協会といたしましては、微力ながら政府、地方公共団体あるいは地方の消費者協会等の行ないます教育事業に対し、積極的に協力してまいる所存でございます。

第四は、本法がほんとうに消費者の利益のために運営されますよう積極的に消費者の意見を反映させていたいただきたいこととあります。このため、審議会あるいは評議員会等には、ぜひ消費者代表を重要メンバーとして参加させていただきます。本法の今後の運用に生かされるようなシステムの充実ははかっていただきたいと思います。それから、最後にお願ひ申し上げます。

今後特定製品にしろ自主製品にしろ、もうすでに予定されている品目もあると思ひますが、その安全基準の実施にあたりましては、それぞれどの製品が早くやる、どの製品がもうちょっとあとでいいという順序がなかなかつかないと思ひますが、私が最も希望いたしますことは、まず、幼児用といいますが、児童用に関係の深い製品を

まず先に取り上げていただきたい。かりに幼児がある玩具なら玩具の欠陥によりましてけがをしまして、顔なら顔にけがをしてその後遺症が残る。こういうようなことになりまして、その幼児が少年少女に成長していく過程におきまして、そのけががその少年少女の精神的な負担になり、ひいては人格形成に大きな影響を与えかねないからでございます。この意味におきまして、現在、製品安全センターというのがございますが、最初に取り上げました品目がいわゆるベビーカー、乳母車というのを聞いておりますが、まことに私としてはけつこうなことに感じている次第でございます。ぜひ先んじてこの幼児用、児童用といいますが、こういうかわりの深い商品を取り上げていただきたい、こういうふうに思っております。

以上、簡単でつたない意見で申しわけございませんでしたが、私の所見を述べさせていただきます。

○浦野委員長 次に、竹内参考人にお願ひいたします。

○竹内参考人 竹内でございます。

政府は、去年の割賦販売法の改正に続きまして、今度、消費生活用製品安全法という消費者保護の観点からの立法を出してこられたわけで、いままで業界寄りといわれていた通産省としては、私どもは、非常に大きな変身をしたと思っておりますけれども、この法律を讀む限りにおいては非常にけつこうなことが盛られております。おりますけれども、この内容は大体行政運用にまかされておまねになっております。そういう意味で、これは

あとで申し上げますけれども、まだまだ私たち消費者は、役所に対する不信感というものをずいぶん持っているわけで、そういう意味からこの法律をながめてみますと、ずいぶん私たちにとって心配な点がある。そういう点を逐条申し上げてみたいと思ひます。

第一に、第二条の「定義」のところ、この法律で扱う商品の範圍が書かれておりますけれども、この抽象的な文句だけでは、私たちがどうもつきりしない。特にいままで、たとえば電気用品取締法とか食品衛生法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法とか、いろいろな法規でもって安全をはかるための規制がなされておりますけれども、そういったものがどういう手順で行なわれるのかということがどうもはつきりしておりません。

一口で言いますと、お役所というところは張り根性が非常に強いですから、これはめんどうだと思えばお互いに譲り合つて、めんどうなことには手を出さない。逆に、これはいけそうだとお互いに奪い合う、そういうような現象が間々起こりがちなんです。そういうことのために、私たち消費者の安全が害されるということになってはまことに困ることなので、そういう点についての権限調整といいますが、これは政府の責任だ、政府側がやるべきことだということに尽きるのではありません。私どもは、たとえば物価については物価についての閣僚協議会がある。言うなれば、こういう安全についての閣僚協議会といったものをつくつていただいて、これは食品についてもあるいは車についても化学物質についても、いろいろな多岐な製品についての安全について、統一的な考えのもとに、そういう安全の基準あるいは安全についての対策を講ずるといふようなことをやっていただきたいというように希望するわけです。

それから、次の二条の二項に特定製品というものの定義が掲げてあります。これは「特に危害を

及ばずおそれが多いと認められる製品で政令で定める「云々とありますけれども、これは運用次第で、非常に限定的、制限的に運用されますと、私たちの安全は確保されない。ですから、この点については、なるべく広くこれを包含するように運用をさせていただきたい。

たとえば、昨年の夏、私どものところへ苦情が持ち込まれましたコカコーラのびんの破裂による事故、こういったものは、その前の年、おとしにそういう事故が起って、びんのつくり方を交えたというところで売り出したところが、それがまた破裂事故を起して起る。そして目がつぶれた後遺症の残るようなことが起って起る。ああいったものについて、どうして事故が起ってかからやと取り組むというようにをされるのか、これは私たちに非常に不信感の種なんです。そういうことが起るであろうということでは予想されるわけですから、そういう事故が頻発してから特定製品に指定するという後に回るようなことは絶対にやっていたくないということをお願いしたいわけなんです。

それから、さっきもお話が出ましたが、子供用の製品、たとえば子供用の自転車ですね。あれのブレーキは小さい子供の握力ではなかなか急に止めることができないようなブレーキがつけられているらしいです。これはある自転車屋さんから私に言ってくれました。こういった点についてはいまのところ野放しなんだ、だから子供が自転車を乗り回して急ブレーキをかけようと思ってもだめなんだというわけです。こういう点についても、早急に安全基準をつくっていただきたいということをお願いしたいわけなんです。

それから次に、第三条の品質基準については、消費者というものが完全な知識を持ち、完全な能力を持っているものという前提でこういった安全についての品質基準が定められますと問題を生じがちだ。ですから、完全な消費者を前提としたような安全基準であっては困りますということなんです。逆に言うならば、不完全な消費者、わりあい

注意のない消費者が多いわけですから、そういった消費者を前提にした基準をつくっていただきたい。その場合に、いままでもメーカーは、えてして、表示でそういうことが書いてあるから、注意表示がしてあるからといって責任をのがれようとするわけなんです。

一例を申し上げますと、これは四十五年の暮れにあったことなんですけれども、東京瓦斯が出している、ガスせんを半開きにして使っていますと不完全燃焼を起して事故が起って起る。そういったものは、普通のわれわれの常識からすれば、ガスせんというものは火力を調節するために半開きにするということは常識なんです。台所のガスコンロはそういう使い方をしております。それと同じような考え方でそのガスストーブを使っていたところが、不完全燃焼で事故を起した。これはまだ現にそういうものが消費者のところに回っているのです。そういったものについて東京瓦斯にもものを申しますと、パンフレットに書いてある、これは全開にして、全部開いて御使用くださいと書いてあるから、そのとおりやってくださいば、そういう事故は起らないのだ、こういう説明なんです。そういうことは、ああいう説明書を一々読んで使うという人は、よくよく注意深い人でないといはずだ。ですから、普通の注意力でもって使う人を前提に、そういう半開きになるようなガスせんをそこにはつけない、全開か全開か、どちらかにしか使えないようなガスせんをつけるというような配慮が必要だろうと思っております。現状はそうはなっていない。こういう点もぜひ改善をしていただきたいということです。

それから、いまの品質基準、それから二十五条に書いてある型式承認の点検ですね、こういったものも、これは一年以上七年以上と法律に書いてありますけれども、七年に一回というふうなうちょううことではわれわれとしては非常に困ることなので、最低一年に一回は必ず点検をする、そしてその品質基準が現状に合っているかどうかという

見直しを必ずやっていたいただきたいということをお願いしたいのです。それから次に、二十八条の特定製品の設備の定期検査、これも一年一回以上、頻度を上げていただきたい。これは省合でできることになっておりますけれども、煩をいとわずにひんぱんにやっていただきたいということです。

それから次に、これは役所の行なう行政措置、たとえば三十条の改善命令、三十二条の承認の取り消し、それから三十五条の危害防止命令、八十二条の緊急命令、こういった役所がとる行政措置については必ず公表する。いままでの取り締まり以後の運用を見ておきますと、始末書をとって、外部に公表すると業者が迷惑するというような配慮から、公表をしないで済ましていたるところが多かったわけなんですけれども、こういうことは、こういう事故というものはなかなか根絶できない。そういう意味で、一見酷なようでありましても、そういうことをやった場合には実態を広く消費者に知らせる、あるいは同業他社に知らせるという意味ですべて公表をしていただきたいということなんです。

それから次に、第三章の製品安全協会につきまして申し上げたいのは、四十五条の発起人、それから五十一条の役員、それから五十九条の評議員、こういった人たちに業界人は入れないでほしいということをお願いしたいわけなんです。そういう業界人がいままでも学識経験者というふうな名目のもとに入っておりますと、私たち消費者にとっては、そういうことだけでもその団体に對する不信感が出てくるわけです。何もその人がりっぱでないという意味じゃありませんけれども、やはり疑わしいようなことはしていただきたいくないという意味で業界人は入れていただきたいくないというのを申し上げたい。と同時に、お役人が天降り人事でもってあまり熱心でない人がそういうところへたらい回しのポストを占めていかけて、こんな仕事をやられても、これもまた困るわけなんです。

せつかつくるならば、ほんとうにこの安全協会が消費者のために実質的な仕事ができるような人的構成を配慮していただきたいということなんです。

次に、六十三条の賠償保険につきましては、先ほど御意見が出ておりましたけれども、最高一千万円という限度があるようですけれども、現状では一千万円ではたしてカバーできるかどうかという点を非常に疑問に思っていますので、この限度額はもっと上げていただきたい。

それから、この損害額を査定するのに半年か一年かかるというお話を聞きましたけれども、これはもっと早く始末をつけていただきたい。これは損害保険会社に委託をしてこういった査定をされるというのではないかと聞いています。それから、六十三条五号の資金の交付、これは一律三十万円となっておりますけれども、三十万円ではいかに少額で、この金額ももっと上げていただきたいということです。

ういった行政官庁の監督権の発動なんです、この監督権を発動する端緒はどうしてつかむのかという点が私にはつきりいたしません。通産省のお話では、この新年度から私書箱を設けてどんなと消費者の苦情を受け付けるのだ、それによって端緒をつかむというお話なんですけれども、私達は、まだまだお役所に対する信頼感というものを保持してあります。ですから、そういうことをやって、そのとおり親身になって取り上げてくれるかどうかという点は、はなはだ私達は心もとなく思っているわけなので、そういう意味で、端緒をどうしてつかむのかという点について私達は不信感を持ってあります。

それから次に、こういった立ち入り検査なんかに従事する職員なんです、都道府県にも権限を委任するというようになっていくので、実際の運営として都道府県の職員がどの程度こういった仕事に従事することになるのか、この点は、はつきりいたしません。通産省と通産局だけでもって細々とやりになるということであるならばあまり実効があらぬのじゃないか、ぜひこれは都道府県の職員がほとんどこういうことに介入できるように運用をしていただきたいということなんです。

それから、八十九条の審議会について申し上げますと、これも製品安全協会で申しましたように、業界人をメンバーに入れないでいただきたい。業界人の専門的な知識を得るためには、参考人という形でほとんど知識を吸収されることはけっこうだと思えますけれども、メンバーに入れないことは弊害を生じる。これはほかの、たとえば農林物資の規格法のJASの調査会、あいつたところに学識経験者という名前が業界の人が入っているために、多数決で押し切られてしまふのです。消費者代表はもろろん入っておりますけれども、多数決でいつも押し切られてしまふ、こういう運用をされては非常に迷惑なので、特に多数決でそういうような運用がなされないようにぜひお願いしたいということ、それから重要

な事項は、公聴会でもって広く意見を聞くというふうな運営のやり方もやっていたらいい。それから、ほかの法令で規制されている事項について、この審議会がほとんど積極的に意見を出す、あるいは建議をするというふうなこと、ほかの同様の安全のための審議機関と連絡をとって行政の適合性を保つようにしていただきたいということをお願いいたします。

それから、九十三条の「主務大臣に対する申出」これについても聞きっぱなしでは困るということ、お役所のなさることは、自分のメンツでもってなかなか改めようとなしな傾向がございまして、言ってきたならば、率直に審議会を開くなりあるいは公聴会を活用するなりして、その意見が妥当である場合にはほとんど制度を改めていただきたいということをお願いいたします。

時間が超過いたしましたので、あとまだ申し上げたいことはございませぬけれども、この程度でやめさせていただきます。

○浦野委員長 以上で、参考人の意見の開陳は終わりました。

○浦野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 各参考人も、消費者保護の第一線に立っておられるだけに、たいへん参考になる御意見を聞かしていただいて、敬意を表したいと思います。まず第一に、消費財安全対策小委員会の委員でいらっしやる大友参考人にお尋ねをいたします。

この審議の過程で相当突っ込んだ御審議になったのだらうと思うのですが、この製品の安全確保について、国と民間の役割がそれぞれあるわけでありまして、国の役割りというものはこの程度でいいというようにお考えになっておられるかどうか、いろいろ御議論があったことと思

ますから、一応伺ってみたいと思えます。

○大友参考人 お答えいたします。実は一月ばかり国を離れておりました、帰ってきたとたんのお呼び出しなので、あまり詳しく申し上げられませんが、いま思ひ出ししてみますと、民間の役割りは自主性ということでございますが、私たち消費者から言わせれば、自主性を尊重することはもちろんですけれども、たとえば安全マークというシステムがございまして、安全マークをつけたおもちやが危害を生じて、そうして倒産したという例もあるわけですね。したがって、自主性を信用しないわけじゃないけれども、そういうマークシステムというものをもう少し政府のほうでやられたらどうだろうか。これは私の個人の意見でございまして、やはり消費者だけの会議でございせんから、最大公約数ということになりますとこういう結果になるかと思

います。ですから、見直しの時期にいろいろ考えていただきたいというように私は思っております。

○中村(重)委員 時間の制約がございましてので簡潔にお尋ねをいたしますが、お答えもそのとおりお願いしたいと思います。

渡辺参考人にお尋ねいたしますが、ただいまいろいろ御意見がございましたように、この法律案というものは、たてまえとしては消費生活用製品のすべてを包括的に対象にするいわゆる一般法である。ですけれども、実際の運用の面ではきわめて限られた特定製品のみが対象となるというように見られるわけでありまして、この点が今日までの審議を通じて各委員とも問題にした点でありまして、先ほどあなたから御指摘がありました幼児製品の指定なんというのはたいへん参考になりました。たわけでありまして、時間の関係がございましてからあわせてお尋ねいたしますが、この事前チェックということがすべての製品に対してできないにいたしまして、新製品だけはやはりチェックする必要があります。この二点について、一応あなたのお考

え方を聞かしていただきたい。

○渡辺参考人 お答え申し上げます。まず最初の特定製品といいますが、私たちの聞いておきますところによりますと、特定製品というのは、非常に危険の多い商品というように、私との間違いかわかりませんが、聞いております。したがって、特定製品というものは、ある意味におきまして国のほうで定める、それ以外のものは自主的といえますか、業界のほうで自主基準をつくって、それで安全ラベルを張っていくというふうなかつこうのようございまして、私たちが常に消費者問題に携わっております立場から申し上げますと、いわゆる安全基準というものが確保された商品が多いにこしたことはない、こう思っております。

あともう一つの後段のものは……

○中村(重)委員 すべての製品に対して事前チェックができないにしても、先ほどあなた、指定としては幼児の製品を指定してもらいたいということが非常に参考になったわけでありまして、新しい製品だけは事前チェックが必要ではないのかというように思っておりますが、その点についてのお考え方を。

○渡辺参考人 どうも失礼しました。新製品につきましては、確かに新製品をつくるねらいというものは、それぞれメーカーが消費者のためといえますか、そういうためにつくる製品であると思えますけれども、品質、機能の面では、まさに新製品というのは、ある意味においてわれわれの生活に役に立つわけがございまして、ところが、安全基準が——当然企業のほうでその製品をつくり出すときに、技術者のほうでこれこれの基準を、基準といえますか、そういうことをつくらなければ危険のおそれがあるというふうな場合は、当然内部でも行なわれると思うのですが、現実問題として、それを商品化するとコストが高くなるのかというふうなことで、危険な商品というものが出回ってくる、こう思うわけがございまして、したがって、第一議的には、企業のほうで新



ため特に必要があると認めるときは、「このように非常にきびしく、危害防止命令についてなかなか発動できないように重いふたがかぶさっておる。こういう点を産権審の審議会等で、どういふ御意見があったらと思うのです。この危害防止命令というの、必要があればもっと大胆に発動できる体制が必要ではないか。あまりくどくど、ふたを二重にもかぶせておって発動できないような感じがいたします。審議会の審議の経過なりを御参考に表示していただければ幸いです」と思っています。

同じくこの八十二条なんですが、これは緊急命令です。これは特定製品を除く消費生活用品に欠陥があつて、これまた「一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、」といつて「製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置」をこういふ回収命令、回収をはかるよう緊急命令が出せる。これなんかも、この条文のどこかにウエイトを置いて解釈すれば緊急命令はほとんど発動されないんじゃないだろうかという感じがするわけでありまして、これまた二重、三重の発動できないような、要するに、消費者の保護に重点が置かれていない規定のように感ずるわけでありまして。この点について御意見を承りたいと思つています。

それから、これは先ほども触れられました九十三条であります、何人も、主務大臣に対してその旨を申し出て適当な措置をとるべきことを求めることができる。これはいままでの他の法令に比較して、いわば一歩前進の法律であります。この点は、私どもも評価するのにやぶさかではございませんが、しかし残念ながら、その措置を要求して適当な措置を主務大臣がとつた場合に、竹内参考人も言われましたように、それを公表することを明記していない。しかし、産権審の答申の中では、これを公表すべし、こういう答申をなさ

れているわけでありまして。自動車の安全基準、型式承認ということでも公表する義務はございませぬが、これはここで公表の義務を規定したほうがさらに消費者のために一歩前進した法案ではないか。これをはずして行政措置にまかせたといふことは、どうもこの点で画面点睛を欠く感じがいたします。その点について、参考人の御意見を順次お聞かせ願ひたいと思つています。

○竹内参考人 いまの御質問の第一点につきましては、これは私の最初の陳述のときにお話をいたしましたから省略いたしますが、第二点の危害防止命令はなかなか発動できないのではないかと、御心配については、私もそう思うものですから先ほど申し上げたのですけれども、具体的に政府は何を想定しているかということでもって私たちが判断したいと思つています。たとえば、先ほども引き合ひに出しましたけれども、コカコーラの改善しましたといつて出してきたが依然として破裂をした、そして人身事故が起つておる。あつた場合に、この八十二条を今後発動するつもりがあるかどうかということでもって、私たちは、政府はこの八十二条の運用をどういふように考えているかということをお判断したいと思つています。

それから、三番目の公表の義務づけは、私もそういう意味で先ほど申し上げたのですけれども、これは法律的に法文に書く場合にえらくめんどうなことがあるのかどうか、私は法律の専門家でないので存じませぬけれども、当然行政庁としては公表の義務を負うべきであるというように私は考えます。

○渡辺参考人 お答え申し上げます。

第一の安全基準につきまして更新の期間が一年から七年というような条文で書かれているわけでございますが、先ほど竹内参考人も申されましたように、技術の進歩というものは日進月歩と申しますか、相が進んでくると思ふわけでございます。したがって、初めにきめられた基準がある時代がたちますとあまり効力を發揮しないといふことも考えられますので、なるべく基準につきましては常に厳正に見守つていただきたい、こ

う思つているわけでございます。

それから、危害防止命令とか、あるいは緊急命令を発動する場合には、法律では相当厳正な縛り方をされている、これについてどうかという御質問でございますが、私たちがいたしまして、この法律の実際の運用にあたりまして、どの程度になつたときに緊急命令あるいは危害防止命令が出るのか、また詳しく聞いておられませんのでわかりませんが、当然われわれはいたしましては、その危害というものが一般消費者といひますか、多数に広がり、危険な事故が續々起きてくる、こういうような状態を考えますと、発動につきましてはなるべく積極的によつていただきたいという希望はございいたします。

それから公表のことでございますが、これは義務的にされるかどうかは別といたしまして、おそらくそういうようなものがあつたとすれば、当然行政官庁におきましても公表その他適切な措置が講ぜられるのではないだろうかというふうにお考えしております。

○大友参考人 ちょっと頭が混乱しておりますからお答えにならないと思つておりますが、危害発生のおそれがあるという場合、いろいろな意見が出ました。一々申し上げているとでも時間がたいへんなのですが、やはりこういうことばに結果的にはならざるを得なかつたように思つてございいたします。

それから、重大な危害ということが、消費者にとつてはどうかから重大な危害でどこからが重大でないのかという疑問が非常に多く出たことは事実でございます。

それから、公表をしてもらいたたいというのにはやはり消費者の意見が圧倒的だつたように思つております。

それと、まあ私個人でございしますが、やはり売り出して、そのあとで回収命令を出すといふことは、國の経済という面から考えてもまことに不当じゃないだろうか。また、公害がいま非常に多くて、私どもはどうしたら公害を追放できるかといふことで全地婦連があげて公害追放をやつておられますのに、こういうむだな製品をつくらせて回収させるといふことはやはり本当じやない。だから私から言わせれば、生産財そのものから、もう初めに研究して公害を出さないようにしてほしい、こう思つておすけれども、とにかくこの法案が通らないことには見直しも何もできませんので、第一段階としてはこれは通してほしいと思つておすでございます。

○浦野委員長 板川君に申し上げます。時間がぎりぎりですから、適当に御質問いたしたいと思つています。

○板川委員 それでは、これで失礼をいたします。

○岡田(哲)委員 三人の参考人の皆さんはそれぞれ消費者の關係を代表する方々でございますので、そういう立場で特に三人それぞれ御意見があつた場合にお聞かせいただきたいと思つておすわけあります。

まず最初に、未然にこの防止をするということが大事ではないかといふように私は考えておるわけでございます。特に最近のように非常に多種多様な新製品が市場にはらんするような状態にあるので、特定製品以外にも欠陥によつて事故が起る場合が相当出てくるのではないかと、この心配を私はいたしておるわけでございます。

そこで問題は、従来の経緯から見ますと、起つてからこれはたいへんといふことで措置をとるといふことがやられてきておるのであります。問題は、被害が起る以前にそういうものを何らかの形で措置がとれるといふふうにしたらどうか、こういふふうにお思ふわけでありまして、もしお知恵がありましたらこの機会に教えていただきたい、こういうふうにお思ふわけでありまして。

○大友参考人 別に知恵はございません。知恵はございませんけれども、私どもが消費の学習をいたしております場合でも、未然に何とか國の力な

りあるいは地方自治団体の力なりで食い止められるものならばそうしてもらいたいというのは万人の願いだと思つて。ところが日本は、資本主義、自由主義の経済でございますから、それをあまりにきびしくするとやはり大企業だけが栄えるようになってしまふこともあるんじゃないか。だから、あまりそういうことも私たちとしては言えない。しかたがないからまあ特定製品から始めてもらおうじゃないか、それにはやはり基準をきびしくし、それから特定基準の品目を多くしていただいで、そしてなるべく早くやっていただいで、こう思つておきます。

それと同時に、私も団体自体の中にモニターを置いておきます。そして団体の中で討議をして、これはおかしと思つたものは早くこれを申し出る。やはり民間も賢くならないとなかなかできないわけでございます。

それと同時に、今後の学校教育でございますが、私も習う学校教育というものは、消費者教育というのは家計簿のつけ方とか、そういうものばかりが多かつたのですけれども、少なくともこれからはやはり小学校時代から学習の中に消費者教育あるいは実験というものを入れて、いつても科学的な目を持たせるような方向に行かなければならないと思つておきます。

まあ、法律と関連がないかもしれませんが、以上申し上げます。

○岡田(哲)委員 先ほど、渡辺さんと思つておりますが、事前の防止ということについてちょっと触れられておつたと思つております。この法で見ますと、緊急措置として販売停止、事前回収をはかる、あるいは試買検査、こういう点があげられておるわけです。確かにこれも一つの方法でございますが、もしこれ以外にもさらに適切な事前の措置というものがありませんかとお聞きしたいと思います。

○渡辺参考人 この事前のチェック制度というのは、われわれも商品テストをやっております場合に、やはり出回つた商品をきめられた一応の基

準によつてこれが危険であるかどうかということでもチェックしているわけでございますが、新しい商品といふものは、これは全然いままでなかった商品、奇想天外なものが出てくるということは考えられないわけでございます。そうしますと、類似な商品というものが当然出回つてくるわけです。そのときに安全基準というものができてくる商品分類ですか、そういうものが多ければ多いほど、新製品が出る場合にその安全基準にひつかかつていくのではないだろうか、こういうふうな考へておきますので、まあ消費生活用製品でございますが、なるべく広範囲に安全基準というものができるといふことがある意味における危険な新製品の防止に役立つのではないだろうか、こう考へておきます。

○岡田(哲)委員 竹内さん、何かございませぬか。

○竹内参考人 未然防止のためにといつて、きめ手はこれといふものはないと思つておられますが、一つは、これは私がいままで仕事をやっておつて感じたことですが、同業者の良心的な通報、こういうものは非常に役に立つと思つておられます。いまは不正競争防止法という法律がございまして、同業者のことを言つて引つぱられるというわけ、オフイシャルには一切言わないのです。だけれども、これは業界全体のために黙つていられないといふことで、私たちにひそかに教えてくれるのですけれども、そういうチャンネルを役所として何とかして持つことができないのかと私は考へるのです。役所ですらしてもだめというならば私たちがところでそれはやりませぬけれども、そういったものを役所へ私たちが取り次ぐ場合に、これまた非常にむずかしいのです。だれが言ったんだといふことになりまして、不正競争防止法にひつかかるからいやだ、こう言う。その点は、私たちが非常にジレンマを感じます。

それから第二点は、企業の従業員が、ネーダーが言ったように、いわゆる内部通報ですね、こういったものが私たちがところへ、現に幾つも来て

おります。電気製品についても言つてきております。そういうのは、従業員として、公になつてもかまわないという腹をきめて言つてくる場合はよろしいのですけれども、やはり首になつては困るからという条件つきで言つてこられた場合に、非常に私たちが取り扱ひに苦慮いたします。それをそのまま役所へ持つていきますと、会社は、そのニュースソースはどなただということになりまして、非常にめんどろな問題が起こるのです。だから、こういったことをどうして処理すればいいかというのには、私たちが非常に悩んでいる問題なんです。これは皆さんでまたお考えいただきたい。

最後に、消費者の通報ですね、これは先ほど申しましたけれども、通産省のおつくりになつた目安箱、これを本気になつて活用するお気持ちがあるならば、どんどん消費者のほうから通報して欲しいと思つておきます。これは通産省のお考え次第だと思つておきます。

○岡田(哲)委員 次に、せつかくこういう法律ができたのにもかわらず、それが消費者の間に非常に徹底を欠くというところが起つた場合には、たいへん自画自賛といふ感じが、絵にかいたもちとちと終つてしまふと思つておられます。この間も私、質問の中に強くその点は要請しておつたのでありますが、いままでの通産省の宣伝のやり方は非常にへただ、こういう立場を私とおつておるわけですが、PRのやり方を消費者の皆さん方、特にこういうふうにしてもらいたいというものがあつたら、この機会にお教え願ひたいと思つておられます。

○大友参考人 資料が非常に不足でございます。ですから、資料をたくさんつくつて配付していただきたいと思つておられます。それともう一つは、消費者は非常に意識の差がバラエティーに富んでおります。したがつて、安全といふことをだれでも望んでいるのですけれども、その安全のマークはみなものによつて違つておきます。電気製品だと三角Tという型式承認ですか、おもちゃの場合はST、今度の場合はSG、

これを覚えるだけでも容易じゃないのでございませぬ。ですから、混乱を起さないように、今後の見直しのときに何とかシステム化していただいで、このマークを見れば安全だということがすぐ理解できるように行政体制というものがあつたほうがいいように私自身は思つておるわけでございます。

それともう一つは、安全でないものをつくらせてあとで回収するということは、先ほど申し上げましたように、たいへんに不経済でございます。ですから、やはり業界のモラルというものが第一番で、これは行政指導が必要だと思つておきますが、同時に、日本の罰則があらゆる面で非常に甘いといふように私は思つておられます。単に安全法だけを強くしてほしいといつても各法律との関連があまりすからそうはできないでしょうけれども、もっときびしい態度を国としてとつていただいでいたほうが、あとになつて倒産させられるよりは、未然に防ぐ方法としていいんじゃないだろうか、こう思つておられます。

○渡辺参考人 いまの先生のお話は、私のほうで先ほど申しました要望の中に入つておるわけでございますが、私たちが消費者協会であるいろいろな教育事業なんかやつておるわけでございますが、いわゆる目ざめた消費者は早く理解をするので、ところが、一般消費者といふ方が、わりあい無関心の方が多い。この人たちにいかに安全マークとかいふものを周知徹底させるかということににつきましては、非常にむずかしい問題がございまして、政府におきましても、予算その他の制約はございませぬけれども、やはりPRということ、知らせるといふことが何しろ必要だと思つておられます。一番周知しやすい方法、テレビその他を通じまして大いにやつていただきたいということでございます。それから、これは全国的な問題でございますが、御存じの各県に消費生活センターというのがございまして、そこですらPRとか教育をやつておられますが、この辺の活動ももっと大いに積

極的にやっていたら、何しろ地方公共団体のほうがより一生懸命にやっていたらきませんと、中央だけでやるというのにはなかなかおかしきところと、思いますので、ぜひ地方公共団体で大きいこの問題につきましてPRしていただきたい、こう思っております。

○竹内参考人 いまのPRの問題ですが、お役所にそういうことを申しますと、まず自分でもってパンフレットをつくったり、何かそういうことではないとPRできないようにお考えになるらしいのです。それで予算がないから困るということなんですけれども、私たちが考えますのに、ほんとうの意味のPRということは、なまなましい事実を知らせることが一番ではないかというように思うわけです。

いままでも苦情処理の結果は、たとえば国民生活センターだとか各地の消費者センター、そういうところでもって苦情処理についての報告がございまして、これは苦情があつてこういう処理をしたというその実績の報告なんです。それで完結しているりっぱな資料であるには違いないのですけれども、私たちが、ほんとうの意味のPRというのは、こういう事故があつた、あるいはこういう通報があつたというのをそのままみんなにぶつける、これは少しオーバーな言い方をすれば、警察が公開捜査というのをやりますけれども、あるいは、ある程度信頼性があると見たならば、こういう事故の通報があつたぞということを知らせれば、ここにもあつた、あそこにもあつたといつて、みんなが気がついてまた言ってくるというふうになるだろうと思つて、そういう形です。その場合には、利用するのはマスコミです。自分で予算を使ってパンフレットをつくることだけPRだという考えは、もう古いのではないかと、このように考えます。

○岡田(哲)委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○浦野委員長 神崎敏雄君。

○神崎委員 初めに私は、参考人の三人の方々に心から御苦勞さまでというごあいさつを申し上げるとともに、ひとつ御意見を伺い、それから訴えた

時間が十五分なんですので、私も簡単にお尋ねするつもりですから、御答弁もひとつ簡潔にお願いします。往復十五分しかございませんので、この点をお願いいたします。

この法案がきわめて重要だというのは、先生方にも行つておると思うのですが、この「消費生活用製品安全法の必要性」という薄いパンフレットですが、これは二ページしかないのです。この中に、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生防止とか、生命または身体に重大な損害を生じた場合とか、こういう文言が十カ所も出てくるのです。したがって、私たちの命にかかわるきわめて重要な問題である、このように思うわけ

先ほどから渡辺さんも、安全性について気をつける、苦情はよく聞く、こういう話をされておられたのですが、先般われわれが当局からいただいたものには、何と苦情が三千六百三十六件あるのです。その中で、先ほどから公表せいで皆さんおっしゃっている、私たちがそういう考えです。この三千六百三十六件を全部公表せいでいうことを資料要求いたしました。そうすると、これまた皆さんのところに行つておるかどうかわからぬが、いまこの席上で、私の要求で違反電気用品一覽表というものが出ました。これの中にも、二十七のメーカーの電気関係だけの違反電気用品一覽表というものが出ております。

そういうことで、通産省が現在握っているだけでも八百件ある。こういうようなことでございまして、家庭用品品質表示審議会の委員であられる渡辺さんにもお聞きしますが、いま巷間一番問題になっている大きな問題の一つは合成洗剤ですね。中でも資生堂が製造販売しておりますところのクリーナ、これは安全な危険なのか、御

見解をまず伺いたいと思つています。

○渡辺参考人 はなはだ申しわけないのですが、クリーナにつきましては、私は現在、これが安全である、あるいは危険であるということにつきましては、はっきりとした、確固たるものは持っておりません。

○神崎委員 先ほどからたびたびコココーラの事例も出ておりましたが、御存じなかったら一つの事例を簡単に読み上げて、認識をしていただいで、ひとつ手を打つていただきたい。

というのは、これは鳥根町の金森病院で起こつた最近の事件です。この病院では、食器やら野菜洗いにこのクリーナを使用したところ、これを昨年十二月に購入いたしました。と、これが、一月中旬ごろから手や顔が赤くはれ上がつて、湿しんが出たのです。ひどい人は湿しんのために目が見えなくなり、一月余り休みましたが、それでもよくなるので、松江市の病院で治療を受けました。そして県の消費センターに洗剤の分析調査を依頼しました。そうしてそのセンターを通じて資生堂の鳥根販売店、これは松江市にあります、これに連絡をいたしました。そうすると、会社側は、道義的な責任は感ずるといつて、その八木という常務がこの三名を訪ねまして、三名に対して十万円——先ほどコココーラ一箱持つてきてという話がありました、十万円を見舞金に持つてきました。

ところが、この三名は、これは受け取らずに、先ほど皆さんおっしゃっているように世論に訴え、そういう立場から、被害者は、まず一に、洗剤の追跡調査を実施し公表せよ、二番目は、同じ製品の成分を分析すること、三番目は、企業責任を認めること、四番目は、成分表を明示し、使用法もわかりやすく説明すること、お金を取らないでこのことを要求しました。問題のクリーナは同社の東京の向島工場の製品ですが、これの入れもののかんには、N230を加えたソフトタイプ、すなわち手荒れ防止剤配合というやつですね、こうい

うことを書かれて、使用法というふうなものは一切書かれておらない。注意書きがない。こういうことで安心して使つたらこういう結果になつた。これについて大友さんの御意見をひとつ伺いたいと思つております。

○大友参考人 お答えいたします。

合成洗剤は、いま私どもの全地掃連では問題になつております。それで、その問題は、ABSというものが皮膚に影響するのじゃないだろうかというところで、これにかわる安全な粉石けんというものを利用したらどうかという話になつて、鳥根県その他二、三の県ではすでに粉石けんを利用しているようでございます。私も二、三年前でしたか、新聞に報道がありまして、手を洗つて、そして金魚の池へ入れたら金魚が死んじやつた、そういうことがありまして質問したことがありましたけれども、私はやはり好ましくなく、ですから、今後はこれはなるべく使わないほうがいいだろうということを考へております。

以上でございます。

○神崎委員 そうすると、資生堂のクリーナというものは有害であるというふうに理解をいたしました。次に、これも身体安全に関連いたしました、少し違つてますが、これは竹内先生にお伺いします。特に私たちの身の回りに直接大きな影響のあるPCBですね。これは御承知のように熱や酸、アルカリに強くて水に溶けにくいので非常に絶縁性に効果がある、そういう形からこのPCBの用途は非常に広く利用されております。自然界にこのPCBが一たんあらわれれば、人体にきわめて強力な悪影響を与える。この前も委員会をだいでこのことでやりとりをやつたんですが、訴えを含めて御意見を聞きたいのです。

絶縁油として使つておるのですが、特に新幹線、それから地下鉄、この電車のパンタグラフですね。パンタグラフにこういう箱がございまして、あれが全部PCBなんです、この場合カネクロール一〇〇〇、それからアクロール一〇〇で

す。現在すでに新幹線の場合は東京―岡山間を拡散し続けて時速二百キロで走っておる。ところが、御承知のように、日本列島改造で新幹線を九千キロにするというんですね。そうしますと、この車両数というのは、現在の数千、数万も車両をふやさなければならぬと常識的に考えるのですが、現在でもこういう人類に大被害を与えるようなPCBを拡散しているのに、さらに、これからこれが数百倍、数千倍、数万倍になればどういふ形になってくるかということが一つ。

いま一点聞きたいのは、これまたわれわれの身の回りに毎日のように接触する蛍光灯、塗料、冷蔵庫、洗たく機、クーラー、電子レンジ、印刷用インキ、それから接着剤、床タイル、トイレレットペーパーなどなど、あらゆるものにPCBが関連しているんですね。いま問題になっているカラーテレビあるいはノンカーボン―このノンカーボン紙なんか、先ほどの洗剤と同じようにいふ非常に問題になっておりますが、このPCBと人体との安全性と危険性にまつわる御所見を簡単にひとつ御発表していただきたいと思ひます。

○竹内参考人 実は私も、いまのPCBが電気製品に使われておるといふことで、ある電気メーカーの人と議論をしたことがございますけれども、そのときに電気メーカーの人が言うのには、たとえば変電所で使う―あれは何ですか、私失念しましたけれども、その機械がPCBを使うことによつて容積が何分の一にもなるといふんですね。非常に合理化になるといふんです。そのときに私、気がついたことは、そういう安定性の高い物質が開発されて、それがいろいろな工業製品に使われる。それはやはり合理化、コストの切り下げという点でもってそれが追求された。それによつてわれわれ人体に対する―人体ばかりじゃございませぬ。あらゆる生物に対するマイナスイオンといふことは全然考慮されなかつたといふ点に気がつきまして、そういう合理化といふことをメーカーで考えられた場合に、そのマイナスイオンをあわせてどうして考えなかつたのかと聞きまして、自分

たちは電気メーカーだから、それはよそさんがお考えになることでしよう、それは法律で禁止されない限り私たちはその合理化を追求する、それだけですよというふうな答えが返つてまいりました、がく然とした記憶がございます。

最近、通産省がそういう特定の化学物質の製造についての規制をしようといふ法律をお考えになつておるといふことを聞いたのですが、あのカネミのライソオイルもこのPCBによる被害なので、こういう事故が起こつてから、そうして日本じゅうが汚染されてから気がついたのではもう手おくれなんですよ、まあ手おくれにしても、今後は一切、そういう新規物質については、いまの生物体に出る場合には、いかに工業製品の合理化に役立つとしても、それは使わせるべきではないという大原則が確立されないと、この事故は今後もまた起こつてくるのではないかとこのように考えるわけですよ。

○神崎委員 あと二分しかございませんので、あと一つだけ伺ひます。

先ほど竹内さんは、行政運用の面で役所に対して非常に不信感を持つておる、こういう御意見を二、三度発表されました。また、あらゆる点で、いまのやり方についての不十分さについて、おことばはやさしいのですが、心の怒りを私は感じて、私も同様の意を表しておきたいと思つたのですが、特に御指摘になつた審議会のメンバーの中に業界人を入れるな、この強い、あるいは天下り人事はやめろという御意見、これも同感です。これも先般やつたのですが、特に中で強調していただきたいのは、ここに審議会の名簿がありまして、これを分析しますと、二十二人のうち十四人、いわゆる六四多が業界出身です。二十二人のうちの十四人、六四多がこの審議会のメンバーである限りは、先ほどからおっしゃつておられる、特に竹内さん、大友さん、きょうお越しの御三人の御意見などを強力に反映をさせていただいて、先ほど冒頭に申しましたように、単なるマークを張る

とか、チェックするとかいふ技術的な問題とか小手先の問題ではなしに、抜本的な、人間の命を守るといふ―きょうまでわれわれは無事に生きてまいりましたけれども、あすから将来に向かつて、あるいは後世の人たちの命を守るという立場から、消費生活にまつわる製品に対する安全性についての審議会委員の立たれておられる位置、それからつとめられる任務、性格は非常にきびしいものであるといふことを、失礼ですが御認識していただきまして、どうかひとつ、りっぱな形に私たちがのまわりを守つていただきたい、これを希望申し上げて終わります。ありがとうございました。

○大友参考人 消費者の代表として非常に責任を感じます。しかし私は、政府の責任がより重大であると思つたのです。

一九六二年にちょうどアメリカに参りましたときに、カールソン女史が、殺虫剤のDDTのようなものは非常に人間に影響があるといふことで、エコロジの立場から一沈黙の春」といふ本を書かれました。それを讀んだケネディ大統領が、さつそく調査をさせて全面的に禁止をされたといふお話をたいへん感動深く聞いてまいりました。その点から申しますと、日本の政府も例外ではないはずで、政府自体の態度もはっきりしていただく必要がある。私たちももちろん責任を感じますけれども、やはり国と民と業界と三者一体にならなければ、効果はあがらないと確信しております。

○神崎委員 ちょっと一分間。その点については、これから公害対策委員会とか、先般のこの法律のときに、通産当局と関係当局に、われわれの立場として、国民の代表としての意見は十分申し、さらに今後、私たちがその立場で追及してまいりますから、どうかひとつ、中からも積極的にやつていただきたい、こういうことをお願いして、終わりたいと思ひます。

○浦野委員長 近江已記夫君。

○近江委員 参考人の方にお伺ひする前に、一点だけ政府にお聞きしておきたいと思ひますが、年間、新製品の数といふのはどれくらいでござい

すか。きょうは局長も来ておると思ひますので簡単に……。

○村岡説明員 御説明申し上げます。

複雑多岐にわたります消費生活用製品全般につきまして新製品が年間何件あるか、はなはだむずかしい御質問かと思ひます。私どもも全貌をとらえてないといふことでございまして、各種の情報から、私どもがこの法律を立案いたしますときにとらえました新製品の数をかわりに申し上げますと、大体年間二、三百件くらいであります。ただし、その新製品といふのが一体何かということが非常に問題でございまして、アメリカの法律では非常にきびしい定義をしております。エネルギーの変換形態の変更とか、あるいは従来使われたことのないマテリアルを使うとかいふような定義でまいりますと、件数が非常に減るかと思ひますが、ただいま私が申し上げました数字はもう少し幅広いものをつかまえておる、こう御解釈いただければありがたいと存じます。

○近江委員 それで工業品検査所に商品テスト部というのが今度できました、四十八年度予算では千二百万程度政府は組む予定であるといふことを聞いておるわけですが、しかし、この法案の中身を見ますと、型式に至るまでいろいろとここで検査するわけですね。こういうようなことで、法律はつくつても実際にこんな程度で動くかどうかといふことですね。こういうことについて竹内先生はどう思われますか。

○竹内参考人 私もその点を非常に心配するものですが、先ほど来数々申し上げておるわけなんですけれども、いまお話しした予算面におきまして、こういうことで、はたして法律の目的が達せられるかどうか、非常に心もとなく思つておる一人でございます。

○近江委員 私も、竹内先生おっしゃつたように、こういうことでは法案をつくつてもほとんど機能を停止する、ほんとうに消費者のそういう立場に立つてこれを充実していく上におきましては、も



旨から申しまして消費者保護の立場から当然でできたものだ、こう思っておるわけでございます。したがって、運管につきまして消費者の立場に立った製品ができるようなときに、それが中小企業だからどうだといって圧力をかけるようなことは本末転倒もはなはだしいだろう、こう思うわけでございます。

ただ、別な観点から申し上げまして、中小企業というのは、技術情報といいますが、こういうものは大企業に比べて弱くという点もございまして、政府の諸機関、いろいろ国立研究機関その他がございしますが、そういうところで得られた安全性能に関する技術情報につきましては、これは別に中小企業にだけ流すというのをおかしな話ですが、できるだけ流していただきたい。それで安全性を高めるような製品をつくっていただきたいというように考えております。

○竹内参考人 いまお尋ねについて補足して申し上げますと、私たちが商品を選ぶ場合に、こういった安全基準その他のいろいろな商品を選ぶ場合の指標がはっきりしていない場合は、どうしてもメーカー品を買いたまいます。大企業のも、一流企業のものなら安心だというわけで選ぶ傾向があるわけなんですけれども、こういった形で安全基準というものが客観的につくられまして、それがはっきりと表示され、それと併せて商品がつけられているということが保証されているならば、これは大企業であろうと中小企業であろうと、その製品に甲乙がないということで、安心して、あとはその値段の比較で買うということが可能になるのではないかと。そういう意味では、良心的な中小企業はそこで生きる道があるのではないかと。私は、逆に、こういうことによって、まじめな良心的な中小企業が伸びる可能性が出てくるのではないかと。いかというように考えております。

しておりました百四の化粧品の内容が、わずか百円と千三百円で自身は二十八円八十五銭しか違わない、こういう現実がテストの結果わかりまして、それをPRいたしましたら、たいへんに消費者が信用するようになり、やはりブランド買いはあまりうまくないということがいまわかりつつあるようでございます。

○近江委員 終わります。

○稲村(佐)委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 きょう御参集いただきました三人の参考人の方々は、かねがね消費者を代表いたされましていろいろ問題の処理に当たっていらっしゃるわけですが、今回のこの消費生活用製品安全法という法律をつくっていききたい、これで一応政府としましては、この法律のもとで、政府また地方公共団体、それから安全協会というような体制をひとつつくっていくわけでありまして、皆さまといたされましては、今度は消費者の保護ですね、これはどこにまず消費者が行ったらいいか、その苦情の処理の問題ですね。先ほどお話しのとおり、端緒を早くつかむというような問題がありまして、消費者は一体私はどこに行ったらよからうかというのが偽らざるところであらうと思っております。ですから、消費者としましては、消費者団体としましては、政府からすると法律に基づいてそのような体系ができておきますように、お取り上げくださる皆さまのほうにおきまして、消費者の窓口をきちつきととはっきり今回はおつくりなさいということがまず必要であらう。いままでもそうでありましようけれども、今後は、この安全法に関する限りは特にそのような傾向をおとりなさいたいのではないかと、こう思うのであります。要するに運用の問題であります。でありますから、消費者というものはまずどこにいらっしやいということですね。それは三つのきょうの団体ですから、それぞれの窓口で、いらっしやい、このようなことをはっきりお教え願うようになっておるかどうかと。

それから、結局苦情の処理の問題になりますけれども、これが非常に時期的におくれてもまずうございませぬ。先ほど竹内先生からは、半年、一年かかるというようなお話もございまして、こういう具体的な損害補償の問題、こういうものをどのように取り上げられるか、またいままでも解決された事例があるかどうかですね。

〔稲村(佐)委員長代理退席 委員長着席〕  
今後は、特に私はこの苦情処理の機関としての皆さま方の大きな努力というものが非常に必要であらう。消費者というのは、ほんとうにあすに行つてうまくだきました、ほんとうにこれで問題が解決してよかつたというようになりませんと、この法の運営というものはうまくいかなければいけませんよ。それを取り上げる、そして地方公共団体ともいろいろ当たらせ、また消費生活センター、そういうものとも皆さま連携をとられ、企業のほうに対しても、皆さまのほうでも、事故の起こった消費者の代表としていろいろ当たらせられる。そして問題を解決するというようなことも私は必要であらう、こう考えておるわけでありまして、いままでもの苦情の取り上げの実情と、今後はさらにこのような法律に基づいて皆さま方のほうで窓口をきちつきとして、このようにやっていくということ、はつきりきょうお示し願いたい。それで私の質問は全部終わりたい、こう思うわけでありまして、これはひとつ皆さま方の見解と、今後の運営のしかた、そうして法の目的に沿った、消費者を守っていくという立場を貫くという点を逐次はつきりさせていこう、こう思つて聞いておるわけでありまして、よろしくお願ひします。

○大友参考人 いただいた御質問は、ほんとうに大事なことだと思つております。実は私は、昭和三十年頃から何か学習する場合には、必ず実情の調査をしまして、そして御質問があると思つていけませんから、その数字を持ってまいりませんでしたけれども、消費者の苦情はどの窓口が一番出しているかというのを三年前にやりました。ところが一番多かったのは、やはり消費生活センターであるか、あるいは県の窓口、それから婦人団体の窓口というわけございまして、市町村の窓口を利用してはいるというところが少ないのです。それは、市町村で窓口をつくっていないところが非常に多いということですね。それと、同じ市町村の中でも、商工課が窓口をつくっているところと、あるいは総務課とか別な課でやっているところとまちまちでございます。たとえば埼玉県の場合は、最初埼玉県は、県が消費行政をあずかるところとして商工部に置いたわけですね。そうしますと、それをまねたところは、県民生活部というものができまして、そのあとにできた市町村段階では、その関係にできたというわけで、おそらく全国はまちまちじゃないかと思つておるのですが、何となくも国の体制よりも末端の自治体制の確立が必要なんじゃないかと、この点やはり行政指導をなさることが最も効果的だという気がいたします。お答えになるかどうかわかりませんが……

○渡辺参考人 先生御指摘のとおり、一般消費者が苦情を申し出る窓口というのはいろいろございませぬ。これが多ければ多いにこしたことはございませぬ。私のほうも全国に百カ所窓口といいますが、われわれの要請いたしました消費生活センターとか、あるいは地方の消費者協会といふところに窓口を置かしまして、苦情処理といふか、苦情の申し出しやすいようになつていこうと、処理してございませぬが、やはり日本は広うございませぬので、あらゆる方法を通じまして、いま大友参考人が申されました地方の消費生活センターとか、あるいは婦人団体とかいうようなところをもっともって皆さんに知つていただくということがまず必要であらうと思つておるわけですが、何となくも、目ざめた消費者をなるべく多くすれば、ほどよい問題を解決していく、一般無関心層をなるべく早くこういう問題に目を向けさせたいとわれわれも考えておるわけでございます。たまたま実例的に申し上げますと、私が苦情処

理をやっておりまして、いまいろいろ解決した例がございます。私が最後に先ほど陳述のときに申し上げましたが、玩具の例でございます。子供の遊ぶパチンコでございます。おとなのと違いますが、その場合に子供さんがそのパチンコの玉でけがをしたという実例がございました。その機械を取り寄せましていろいろ調べてみたわけでございますが、初めそれをそのメーカーのほうに持ち込みました場合に、絶対そんなものがこわれるわけがない、玉がですね。ところが、いろいろ私のほうで苦情を申し出た人たちとやってみますと、玉が空中でぶつかってこわれたというように、今後で、そういう実例がございます。ですから、今後われわれといたしましても大いに積極的に苦情処理をやっていきたい、こう思っております。

○竹内参考人 私どものところは告発団体というニックネームをもらっているくらいでございます。毎日のように苦情が参ります。年間数百件に及ぶのですが、仕事の大半がこの苦情処理だといつてもいいかと思えます。私どもは個々の苦情を個々の問題としてただ解決するというだけでなく、変なことを使っておりますが、苦情の社会化と申しまして、それを制度の改正とか、そういったことにつなげるというやり方で、たとえば役所に告発するとか申し入れをするとか、それから直接企業に申し入れをするとか、そういうような形で仕事をやっております。

それから、いろいろ技術的に私どもしろうとでわからないことは、たとえば東京都の消費者センターに分析をお願いするとか、そういうような形で協力を仰ぎまして仕事をやっております。ですから、消費者の苦情の窓口というのは、もう仕事全体が窓口だといつていいかと思うくらいやっております。

それから第二点の損害補償につきましては、これは私どもが企業に、いまのコカコーラの破裂事故を例にとりまして、コカコーラ会社に私どもが直接手紙を出してどうするんだということはおもろん申しますけれども、ああいう人身事故の場合

に損害補償額を計算するのはわりあいめんどうなものですから、こういう場合には私どものグループの弁護士さんにお願いをしまして、その被害者の補償の問題はそういう形で解決してもらっております。そういうことをやっております。

○松尾委員 よくわかりました。それで、結局安全協会というのが向こう側へまっつとできるわけでありまして、消費者もいろいろ考えますけれども、もう一つその段階までにひとつ皆さん方において安全協会みたいな、消費者がほんとうにたよれる、またそこに行けば何でも解決できる、おまけに損害賠償の問題等も向こうに行けばなかなか弱いけれども、皆さんのところできちつとやっていたら、このようなことを申上げておるわけでありまして、これはどなたか一人でけっこうですから、代表として一言お話を願いたい、こう思います。

○大友参考人 民間が何ものにも左右されないような協会がほしいということは、われわれ団体がいつも申しているのです。ところが、婦人は非常にけちでございます。その資金がばく大にかかるもんですから、テスト機関をつくるということになりますとたいへんなお金がかかるために、それができないというのがまことに残念だと思えます。おそらく将来は、民間の消費者団体が結集しまして出資してやりましたら、アメリカのようなものができないという保証はないだろう、早くそうなってくればいいということを念願しております。

○松尾委員 どうかその間、皆さんでひとつしつかりがなはってください。

きょうはどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

○浦野委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を御述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十一日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

商工委員会議録第十一号中正誤

ページ 段行 誤

三二 三 これらの 正

三二 三 申しますか。 申しますか、

三二 三 面附帯決議案 面附帯決議

